

処 分 基 準 整 理 票

処分名	温泉保養交流施設（比良とびあ）の浴場及びマレットゴルフコースの利用の制限	
根拠法令名	大津市温泉保養交流施設条例 （平成17年条例第96号）	（条項）第4条
基準法令名	大津市温泉保養交流施設条例 （平成17年条例第96号） 大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則 （平成17年規則第127号）	（条項）第4条 （条項）第5条
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ	
【処分基準】	・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
<p>温泉保養交流施設（比良とびあ）の浴場及びマレットゴルフコースの利用の制限は、大津市温泉保養交流施設条例第4条に該当することを基準とし、同条第6号に規定する「その他管理上支障があると認められるとき」とは、大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則第5条各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p>		

【根拠法令】

大津市温泉保養交流施設条例

(浴場及びマレットゴルフコースの利用の制限)

第4条 指定管理者は、浴場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、及びマレットゴルフコースを利用しようとする者が第1号、第2号又は第6号に該当するときは、その利用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 浴場又はマレットゴルフコースの施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) 伝染性の病気にかかっていると認められるとき。
- (4) 泥酔していると認められるとき。
- (5) 小学生以下の者について、保護者等が同伴していないとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

【基準法令】

大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則

(入場者の遵守事項)

第5条 温泉保養交流施設に入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 温泉保養交流施設の施設又は設備を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 温泉保養交流施設の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

縦覧をもって代えることができる。